INABA

因幡電機産業株式会社
証券コード　9934

第72期
定時株主総会招集ご通知

日　時

2020年６月19日（金曜日）午前10時

場　所

大阪市西区立売堀４丁目11番14号
当社 11階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案 監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

新型コロナウイルス感染予防への対応について

ご来場される株主様は、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

●本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、アルコール消毒液の設置など、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

●毎年開催している株主懇談会につきましては、感染予防の観点から中止いたしますので、あらかじめご了承のほど、お願い申しあげます。

●株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。ご欠席される場合は、株主総会参考書類をご検討いただき、書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

目　次

第72期定時株主総会招集ご通知……P. 1
株主総会参考書類……P. 3
事業報告……P.29
計算書類……P.51
監査報告……P.57

株主各位

証券コード 9934
2020年6月4日
大阪市西区立売堀４丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長　喜多肇一

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月18日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1　日　　時　**2020年６月19日（金曜日）午前10時**

2　場　　所　**大阪市西区立売堀４丁目11番14号**
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3　目的事項

報告事項

1．第72期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第72期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以　上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

■ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

■ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

■ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.inaba.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

1 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時
2020年
6月19日（金曜日）
午前10時

2 書面(議決権行使書)で議決権を行使する場合



各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2020年
6月18日（木曜日）
午後5時15分
到着

議案及び参考事項

第１号議案 ≫ 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50％程度とすることを基本方針としております。年２回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、期末配当を１株当たり50円とし、中間配当50円と合わせて年間配当を１株当たり100円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
上記方針に基づき、当期の１株当たり期末配当金につきましては、50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,778,420,750円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月22日といたしたいと存じます。

１株当たりの配当金（年間）の推移　（単位：円）

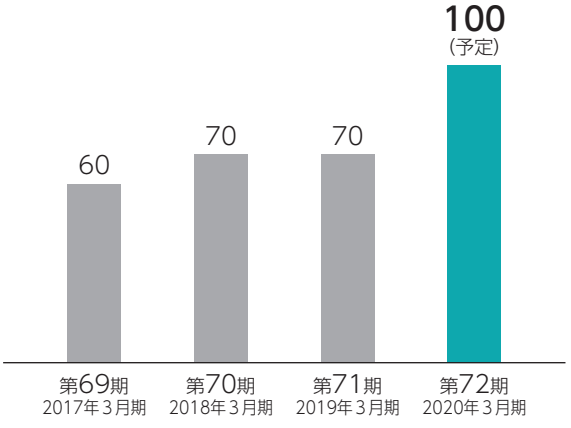

※2019年12月1日付で普通株式１株を２株とする株式分割を実施いたしましたので、第72期中間以前の配当金につきましては、株式分割後ベースに換算した配当金額を記載しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1．提案の理由

（1）取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（2）2017年６月23日開催の当社第69期定時株主総会において、継続することをご承認いただきました「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の有効期間は、本定時株主総会終結の時までとされております。

当社は、2008年の買収防衛策の導入以降も、中期計画の着実な実行による企業価値の向上、増配や自己株式取得など株主還元の充実、コーポレート・ガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました結果、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策の最近の動向、金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切に判断するための必要な時間や情報を確保する本プランの目的も一定程度担保されるようになったこと等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる観点で、本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、2020年５月15日開催の当社取締役会において、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

よって本プランに関する規定の削除を行うものであります。

（3）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第3条　（条文省略）	第1条～第3条　（現行どおり）
（機関） 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（機関） 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （削除） （3）会計監査人
第5条～第11条　（条文省略）	第5条～第11条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新株予約権の無償割当てに関する事項の決定） 第12条 　当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。 2. 当会社は、第19条第2項に規定する当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。 （1）当該対応方針に定める一定の者（以下、「非適格者」という）が新株予約権を行使することができないこと。 （2）当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。 第13条～第18条　（条文省略）	（削除） 第12条～第17条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（決議事項） 第19条 株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。 2．前項における「当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。	（削除）
（取締役の員数） 第20条 当会社の取締役は15名以内とする。	（取締役の員数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
（新設）	2．当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（取締役の選任） 第21条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。	（取締役の選任） 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。
2．～3．　（条文省略）	2．～3．　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集） 第23条 （条文省略） 2．取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集） 第21条 （現行どおり） 2．取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第26条～第28条　（条文省略）	第25条～第27条　（現行どおり）
（報酬等） 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第30条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
第5章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第31条 当会社の監査役は3名以上とする。	（削除）
（監査役の選任） 第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第33条 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第34条 　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集） 第35条 　監査役会の招集通知は、会日の２日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の権限） 第36条 　監査役会は法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し、または決定する。	（削除）
（報酬等） 第37条 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行定款	変更案
（社外監査役の責任限定契約） 第38条 　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（削除）
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集） 第30条 　監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第39条～第45条　（条文省略）	第31条～第37条　（現行どおり）

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（11名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名（ふりがな）	当社における地位及び担当
1	再任 守谷 承弘（もりや よしひろ）	代表取締役会長
2	再任 喜多 肇一（きた せいいち）	代表取締役社長
3	再任 枝村 浩平（えだむら こうへい）	専務取締役営業戦略本部長
4	再任 家郷 晴行（いえさと はるゆき）	専務取締役管理本部長
5	再任 奥田 善紀（おくだ よしのり）	常務取締役電材カンパニー長
6	再任 岩倉 広幸（いわくら ひろゆき）	取締役生産・技術本部長
7	再任 田代 浩明（たしろ ひろあき）	取締役電設カンパニー長

候補者番号 1　守谷（もりや）　承弘（よしひろ）　（1951年9月20日生）　再任

■ 所有する当社株式の数
106,992株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 3 月	当社入社
1998年 6 月	当社取締役電設事業部長
2001年 4 月	当社取締役電設本部長兼電設事業部長
2001年10月	当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長
2002年 4 月	当社取締役電設本部長
2003年 4 月	当社常務取締役電設本部長
2004年 4 月	当社代表取締役社長兼電設本部長
2005年 4 月	当社代表取締役社長
2010年 4 月	当社代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4 月	当社代表取締役社長
2019年 6 月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

守谷承弘氏は、現在代表取締役会長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見性のある経営力で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **喜多 肇一**（きた せいいち）（1959年8月19日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
36,802株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 3 月	当社入社
2011年 6 月	当社取締役電材西日本事業部長
2014年 4 月	当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌
2014年10月	当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌
2015年 4 月	当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌
2016年 4 月	当社常務取締役電工本部長
2019年 4 月	当社常務取締役
2019年 6 月	当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

喜多肇一氏は、現在代表取締役社長であり、強いリーダーシップと業界全般に対する高い知見で事業拡大と企業価値の更なる向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 **枝村（えだむら） 浩平（こうへい）**（1956年7月29日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
37,745株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 9 月	当社入社
2005年 6 月	当社取締役電設本部長
2008年 4 月	当社取締役電設本部長兼電設東日本事業部長
2010年 4 月	当社常務取締役営業本部担当兼電設東日本事業部長兼近畿電設事業部・営業企画部担当
2011年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当
2012年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼電設西日本事業部海外営業部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当
2013年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼電設西日本事業部海外営業部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌
2014年 4 月	当社常務取締役営業副本部長兼総合営業統括部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌
2016年 4 月	当社常務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌
2017年 4 月	当社専務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌
2019年 4 月	当社専務取締役営業戦略本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

枝村浩平氏は、現在専務取締役営業戦略本部長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 家郷 晴行（いえさと はるゆき）（1957年3月22日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
22,964株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 3 月	当社入社
2003年 6 月	当社取締役経営企画室長兼総務部長
2010年 4 月	当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長
2012年 4 月	当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長兼東京管理部長
2013年10月	当社取締役管理本部長兼経営企画室長
2014年 4 月	当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長
2017年 4 月	当社専務取締役管理本部長兼経営企画室長
2018年 7 月	当社専務取締役管理本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

家郷晴行氏は、現在専務取締役管理本部長であり、当社の本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 5 **奥田 善紀**（おくだ よしのり）（1958年3月16日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
30,293株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 3 月	当社入社
2009年 6 月	当社取締役電材西日本事業部長兼特販営業部長
2010年 4 月	当社取締役電材西日本事業部長
2011年 4 月	当社取締役電材東日本事業部長
2014年 4 月	当社取締役商品事業部長
2016年 4 月	当社取締役商品本部長
2017年 4 月	当社取締役商品本部長兼ＮＢ統括部長
2018年 7 月	当社取締役商品本部長兼ＮＢ統括部長兼ＰＢ統括部長
2019年 4 月	当社常務取締役電材カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

奥田善紀氏は、現在常務取締役電材カンパニー長であり、当社の電設資材事業及び物流分野において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 6 **岩倉 広幸**（いわくら ひろゆき）（1959年3月3日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
20,628株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 3 月　当社入社
2011年 6 月　当社取締役電設東日本事業部長兼海外営業部長
2012年 4 月　当社取締役電設東日本事業部長
2014年 4 月　当社取締役電設東日本事業部長兼電材東日本事業部管掌
2016年 4 月　当社取締役電材本部長
2019年 4 月　当社取締役生産・技術本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

岩倉広幸氏は、現在取締役生産・技術本部長であり、当社の電設資材事業及び産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 7 **田代 浩明**（たしろ ひろあき）（1967年4月12日生） 再任

■ 所有する当社株式の数
11,303株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 6 月　当社入社
2017年 6 月　当社取締役電設西日本事業部長
2019年 4 月　当社取締役電設カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田代浩明氏は、現在取締役電設カンパニー長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名（ふりがな）	当社における地位及び担当
1	新任 北野 明彦（きたの あきひこ）	取締役
2	新任 芝池 勉（しばいけ つとむ） 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
3	新任 中村 克宏（なかむら かつひろ） 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
4	新任 藤原 友江（ふじわら ともえ） 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
5	新任 坂本 雅明（さかもと まさあき） 独立役員 社外取締役候補者	

候補者番号 1

北野 明彦（きたの あきひこ）（1957年5月16日生）

新任

■ 所有する当社株式の数
11,339株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 3 月　当社入社
2016年 6 月　当社取締役産機本部長兼産業システム事業部長
2017年 4 月　当社取締役産機本部長
2019年 4 月　当社取締役産機カンパニー長
2020年 4 月　当社取締役（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

北野明彦氏は、現在取締役であり、当社の産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、当社の監査等委員である取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **芝池 勉**（しばいけ つとむ）（1953年6月6日生）

新任 | 独立役員 | 社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年11月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
1980年３月	公認会計士登録
1996年６月	監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）代表社員（2015年９月退所）
2011年４月	西宮市包括外部監査人
2015年10月	芝池公認会計士事務所開設（現任）
2016年６月	当社取締役（現任）
2017年６月	石原ケミカル㈱ 社外監査役（現任）
2019年１月	㈱紫光技研 監査役（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

芝池勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号 3 **中村 克宏**（なかむら かつひろ）（1978年４月24日生）

新任 | 独立役員 | 社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2003年10月	弁護士登録（大阪弁護士会）勝部・髙橋法律事務所入所（現任）
2018年６月	当社取締役（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

中村克宏氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と専門的な知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号 4 **藤原 友江**（ふじわら ともえ）（1978年8月8日生） 新任 独立役員 社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2004年12月　あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所（2017年6月退所）
2008年10月　公認会計士登録
2017年 7 月　髙山友江公認会計士事務所開設（現任）
2017年 8 月　税理士登録
2019年 6 月　当社取締役（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

藤原友江氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号 5 **坂本 雅明**（さかもと まさあき）（1969年4月3日生） 新任 独立役員 社外取締役候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月	日本電気㈱入社（1997年6月退社）
1997年 7 月	㈱NEC総研入社（2005年12月退社）
2005年 6 月	一橋大学イノベーション研究センター 非常勤共同研究員（2007年3月退任）
2006年 1 月	㈱富士ゼロックス総合教育研究所（現 ㈱パーソル総合研究所）入社（2020年3月退社）
2012年 4 月	東京都立大学 大学院非常勤講師（現任）
2019年 4 月	桜美林大学 大学院客員教授（2020年3月退任）
2020年 4 月	桜美林大学准教授（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

坂本雅明氏は、技術経営の博士として、また、経営コンサルティング等により培ってきた企業経営や戦略に関する専門的な知識、経験等を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

（注）1．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2．芝池 勉氏、中村 克宏氏及び藤原 友江氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって芝池氏が4年、中村氏が2年、藤原氏が1年となります。
3．芝池 勉氏、中村 克宏氏及び藤原 友江氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。また、坂本 雅明氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は、芝池 勉氏、中村 克宏氏及び藤原 友江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、坂本 雅明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年6月22日開催の第70期定時株主総会において、年額600百万円以内（内　社外取締役分50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額600百万円以内（内　社外取締役分50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名（内　社外取締役3名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（内　社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役の責務の増大や昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等について、2009年6月19日開催の第61期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後におきましても、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対して、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」でご承認いただく予定の報酬等の額とは別枠で、年額100百万円を限度にストックオプションとしての新株予約権の割り当てを継続することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等の額及び具体的な内容には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本件ストックオプションは、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるものであること等から、その具体的な内容及び算定方法は、当社取締役への報酬として相当なものであると考えております。

現在の取締役は11名（内　社外取締役3名）でありますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（内　社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

①新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の前日から遡って20取引日間の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（１円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）または他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、その条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項を決定する当社取締役会決議の日から２年を経過した日より５年以内で当社取締役会が定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

以　上

事業報告 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や良好な雇用情勢などを背景に緩やかな回復基調が続いたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大によって企業活動が停滞し、期末にかけて厳しい状況にありました。

当社グループの係わる電設資材業界は、東京オリンピックに向けた関連需要や首都圏の再開発などにより堅調に推移いたしました。

また自社製品の係わる空調業界は、年度前半に消費税増税に伴う駆け込み需要があったものの、その後の反動減や夏季の天候不順の影響などにより、2019年度のルームエアコンの国内出荷台数が957万台（前年同期比2.5％減）となり、横ばいで推移いたしました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に推進するとともに、積極的な営業活動を展開いたしました。

その結果、売上高は2,937億17百万円（前年同期比5.5％増）、営業利益は161億11百万円（前年同期比14.1％増）、経常利益は163億52百万円（前年同期比13.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は115億63百万円（前年同期比22.2％増）となり、過去最高の業績を更新いたしました。

売上高

第71期 2019年３月期	前年同期比 5.5％増	第72期 2020年３月期
2,785億25百万円	»	2,937億17百万円

営業利益

第71期 2019年３月期	前年同期比 14.1％増	第72期 2020年３月期
141億14百万円	»	161億11百万円

経常利益

第71期 2019年３月期	前年同期比 13.0％増	第72期 2020年３月期
144億77百万円	»	163億52百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第71期 2019年３月期	前年同期比 22.2％増	第72期 2020年３月期
94億62百万円	»	115億63百万円

セグメントの業績は、次のとおりであります。

電設資材事業

東京オリンピック関連需要などを背景に電線ケーブル類の販売が増加したほか、西日本エリアで大型案件を受注したことなどにより、受配電設備や発電機の売上が好調に推移した結果、売上高2,024億42百万円（前年同期比6.9％増）となりました。

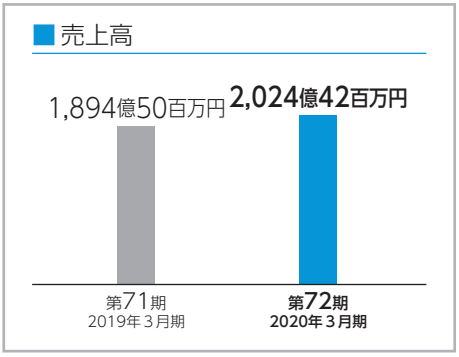

産業機器事業

人手不足に伴う省力化投資の拡大に伴い、ロボット関連やＡＧＶの売上が増加したものの、製造業を中心とした設備投資の先送りによって、制御機器及び電子部品の販売が減少した結果、売上高307億33百万円（前年同期比4.0％減）となりました。

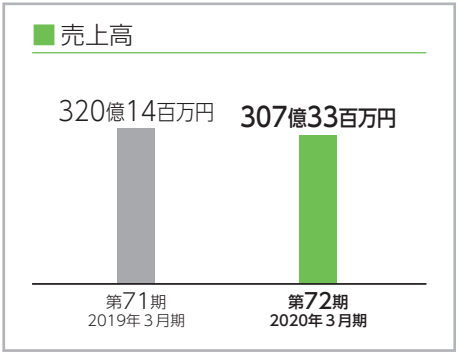

自社製品事業

政府の熱中症対策による学校空調の導入拡大を受け、被覆銅管が大幅な増収となったほか、空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」などの売上が伸長した結果、売上高605億42百万円（前年同期比6.1％増）となりました。

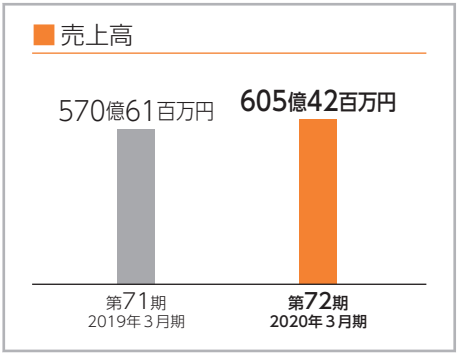

2 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、生産設備の更新のほか、基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発を中心に総額17億92百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動の停滞の影響、特に建設工事や設備投資の先送りなどの影響により、先行き不透明な状況にあります。

このような環境の中でも、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（ＰＢ商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

区　分	第 69 期 2017年３月期	第 70 期 2018年３月期	第 71 期 2019年３月期	第 72 期 2020年３月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	241,417	258,107	278,525	**293,717**
経常利益 (百万円)	12,516	13,559	14,477	**16,352**
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,169	8,866	9,462	**11,563**
１株当たり当期純利益 (円)	148.33	160.11	169.20	**207.34**
総資産 (百万円)	179,401	196,414	202,454	**212,214**
純資産 (百万円)	110,238	118,928	122,598	**127,811**
１株当たり純資産額 (円)	1,993.36	2,119.05	2,194.09	**2,288.76**

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
３．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
４．当社は、2019年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は当該株式分割が第69期の期首に行われたと仮定して算定しております。

売上高 (単位：百万円)

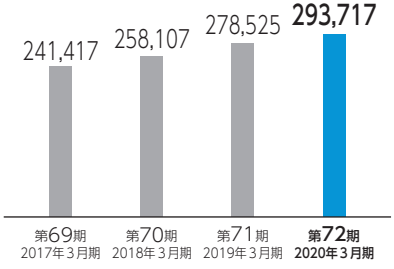

経常利益 (単位：百万円)

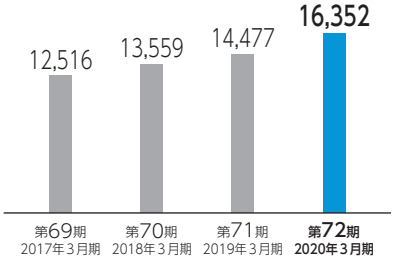

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

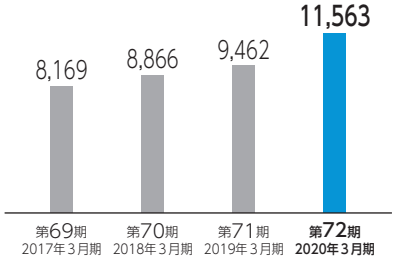

１株当たり当期純利益 (単位：円)

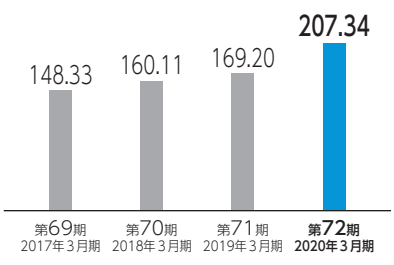

総資産 / 純資産 (単位：百万円)

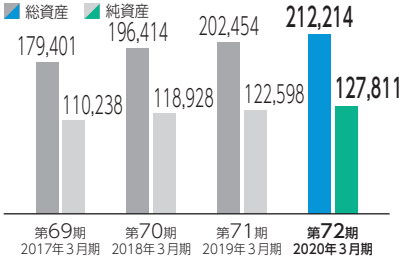

１株当たり純資産額 (単位：円)

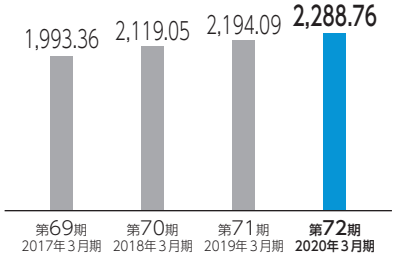

6 重要な子会社の状況 （2020年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱パトライト	300 百万円	100%	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万バーツ	100%	自社製品事業

7 主要な事業内容 （2020年３月31日現在）

当社グループは、電設資材及び産業機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主な事業としております。

セグメントごとの主要品目は次のとおりであります。

セグメント	主　要　品　目
電設資材事業	電線ケーブル類、配管類、照明器具、配線器具、受配電機器、空調機器、 音響通信システム、防災セキュリティシステム、発電機、太陽光発電システム、 計測機器、工具類
産業機器事業	制御機器、電子部品、ＦＡ関連機器
自社製品事業	空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、空調関連部材、表示灯、回転灯、散光式警光灯、 情報配線システム、給排水管

8 主要な営業所及び工場 (2020年３月31日現在)

① 当社

本社	大阪本社：大阪市西区立売堀４丁目11番14号 東京本社：東京都港区港南４丁目１番８号
工場	茨城工場、奈良工場、福岡工場
物流センター	東京物流センター、新東京物流センター、大阪物流センター
営業所 （26営業所）	(近　畿) 京都営業所など７営業所 (関　東) 横浜営業所など５営業所 (北海道) 札幌営業所など３営業所 (東　北) 仙台営業所など３営業所 (東　海) 名古屋営業所 (北　陸) 金沢営業所 (中　国) 広島営業所など３営業所 (九　州) 福岡営業所など３営業所

② 子会社

㈱パトライト	大阪市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県

9 企業集団の使用人の状況 (2020年３月31日現在)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電設資材事業	853 (91) 名	31 (△4) 名
産業機器事業	196 (23)	16 (5)
自社製品事業	1,019 (269)	△37 (△4)
全社（共通）	104 (17)	15 (12)
合計	2,172 (400)	25 (9)

(注) 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の株式に関する事項 (2020年３月31日現在)

1 発行可能株式総数　152,920,000株

(注) 2019年12月1日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は76,460,000株増加しております。

2 発行済株式の総数　56,419,000株

(注) 2019年12月1日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は28,209,500株増加しております。

3 当事業年度末の株主数　7,772名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,949,200株	7.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,263,000	5.87
株式会社りそな銀行	1,596,240	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	1,139,300	2.05
因幡電機従業員持株会	1,122,748	2.02
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,003,720	1.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,002,500	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	883,000	1.58
吉川昌子	805,400	1.44
GOVERNMENT OF NORWAY	748,785	1.34

(注) １．当社は、自己株式を850,585株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年３月31日現在)

① 当社役員の保有に係る新株予約権の内容の概要

名　称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の数	払込金額	行使に際して出資される財産の価額	行　使　期　間
			(１個当たり)	(１個当たり)	
第８回新株予約権 (2014年７月28日)	464個	92,800株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	356,000円	2016年７月29日から 2021年７月28日まで
第９回新株予約権 (2015年７月31日)	1,771個	354,200株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	403,400円	2017年８月１日から 2022年７月31日まで
第10回新株予約権 (2016年７月29日)	1,707個	341,400株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	348,600円	2018年７月30日から 2023年７月29日まで
第11回新株予約権 (2017年７月31日)	3,428個	685,600株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	449,000円	2019年８月１日から 2024年７月31日まで
第12回新株予約権 (2018年７月30日)	4,480個	896,000株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	467,900円	2020年７月31日から 2025年７月30日まで
第13回新株予約権 (2019年７月31日)	5,005個	1,001,000株	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	467,500円	2021年８月１日から 2026年７月31日まで

(注) １．2019年12月1日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。
２．行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
３．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、200株であります。

② 当社役員の保有する新株予約権の区分別の状況

名　称	取　締　役（社外取締役を除く）		社外取締役		監　査　役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第８回新株予約権	172個　(34,400株)	3名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名
第９回新株予約権	595個　(119,000株)	5名	0個　(0株)	0名	40個　(8,000株)	1名
第10回新株予約権	695個　(139,000株)	6名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名
第11回新株予約権	828個　(165,600株)	6名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名
第12回新株予約権	1,050個　(210,000株)	8名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名
第13回新株予約権	1,150個　(230,000株)	8名	0個　(0株)	0名	0個　(0株)	0名

(注) 1．監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
2．2019年12月1日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。
3．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、200株であります。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第13回新株予約権
発行決議日		2019年７月31日
新株予約権の数		5,035個 (新株予約権１個につき100株)
目的となる株式の数		503,500株
払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
行使に際して出資される財産の価額		１個当たり467,500円
行使期間		2021年８月１日から 2026年７月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　3,685個 目的となる株式数　368,500株 交付者数　248名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 交付者数　0名

(注) 行使の条件は次のとおりであります。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 （2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	守谷　承弘	
代表取締役社長	喜多　肇一	
専務取締役	枝村　浩平	営業戦略本部長
専務取締役	家郷　晴行	管理本部長
常務取締役	奥田　善紀	電材カンパニー長
取締役	岩倉　広幸	生産・技術本部長
取締役	北野　明彦	産機カンパニー長
取締役	田代　浩明	電設カンパニー長
取締役	芝池　勉	公認会計士 石原ケミカル㈱　社外監査役 ㈱紫光技研　監査役
取締役	中村　克宏	弁護士
取締役	藤原　友江	公認会計士 税理士
常勤監査役	石本　朝史	
監査役	井之上　明彦	公認会計士
監査役	伊藤　芳晃	弁護士

（注）１．取締役芝池 勉氏、中村 克宏氏及び藤原 友江氏は、社外取締役であります。
２．監査役井之上 明彦氏及び伊藤 芳晃氏は、社外監査役であります。
３．監査役井之上 明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当事業年度中の役職の異動は、次のとおりです。
①2019年4月1日付で、取締役奥田 善紀氏は、常務取締役に就任いたしました。
②2019年6月21日付で、代表取締役社長守谷 承弘氏は、代表取締役会長に就任いたしました。
③2019年6月21日付で、常務取締役喜多 肇一氏は、代表取締役社長に就任いたしました。
５．当事業年度中の担当の異動は、次のとおりです。
①2019年4月1日付で、専務取締役枝村 浩平氏の担当が、電設本部長兼総合営業統括部管掌から営業戦略本部長となりました。
②2019年4月1日付で、常務取締役奥田 善紀氏の担当が、商品本部長兼PB統括部長兼NB統括部長から電材カンパニー長となりました。
③2019年4月1日付で、取締役岩倉 広幸氏の担当が、電材本部長から生産・技術本部長となりました。
④2019年4月1日付で、取締役北野 明彦氏の担当が、産機本部長から産機カンパニー長となりました。
⑤2019年4月1日付で、取締役田代 浩明氏の担当が、電設西日本事業部長から電設カンパニー長となりました。
６．当社は、取締役芝池 勉氏中村 克宏氏及び藤原 友江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基　本　報　酬	ストックオプション	
取　締　役	11名	430百万円	56百万円	486百万円
監　査　役	3名	34百万円	－	34百万円
合　計	14名	465百万円	56百万円	521百万円

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記報酬等の総額のうち、社外取締役３名及び社外監査役２名の報酬の合計額は20百万円であります。
３．取締役の報酬限度額は、2018年６月22日開催の第70期定時株主総会において、年額600百万円以内（内　社外取締役分50百万円以内）（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。また別枠で、2009年６月19日開催の第61期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、1997年６月27日開催の第49期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

4 社外役員に関する事項

①　他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役芝池 勉氏は、石原ケミカル㈱の社外監査役並びに㈱紫光技研の監査役であります。なお、当社と石原ケミカル㈱及び㈱紫光技研との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

【取締役】

氏名	取締役会 出席回数(出席率)	発言状況
芝池 勉	13回中13回(100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
中村克宏	13回中13回(100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
藤原友江	11回中11回(100%)	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

(注) 藤原 友江氏は、2019年6月21日開催の第71期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は、11回であります。

【監査役】

氏名	取締役会 出席回数(出席率)	監査役会 出席回数(出席率)	発言状況
井之上 明彦	13回中13回(100%)	8回中8回(100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見を述べております。
伊藤芳晃	13回中12回(92%)	8回中8回(100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても監査の方法に関する事項について意見を述べております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に掲げる体制を整備しており、社長直属の専任部門である監査室が毎事業年度の内部統制監査基本計画に従い、内部統制システムの運用状況について監査しております。その過程で発見された問題点に対しては是正及び改善を行い、監査結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの整備及び運用に努めております。

2019年度におきましては、外部講師を招いてのコンプライアンス研修や法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等の周知徹底により組織及び個人のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組みました。また、事業環境の変化や関係法令の改正等に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、重大なリスクへの対策を講じ、リスク低減を図りました。

以上のことから、2019年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

内部統制システム構築に関する基本方針の概要は次のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進します。
- 内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図ります。
- 内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
- 社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に基づいて適切に保存及び管理します。
- 透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行います。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
- 各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行います。

・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
・危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じます。

④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、グループとしての経営効率を図ります。
・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、当該使用人を指名します。
・当該使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行します。
・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には監査役の同意を必要とします。

⑧当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

・取締役は重要事項について監査役に遅滞なく報告します。
・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査役に報告されます。
・監査役は取締役及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求めます。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度における通報窓口には監査役も含まれ、通報者は内部通報によって不利な取扱いを受けないものとします。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施するほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。
・監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。
・社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持ちません。
・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

2 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中

長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

＜当社の経営の基本理念について＞

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っております。

＜当社の企業価値の源泉について＞

当社は、1938年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受

けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。

＜当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて＞

当社は、今後も多くのステーク・ホルダーにご満足いただけるよう経営理念に基づき、その社会的使命・責任を果たしていくと同時に、中期経営計画に掲げる「自社製品の開発・拡充」をはじめとする重点施策を着実に実行し、収益力の向上及び持続的な成長を図ることによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記の取組みをより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を複数選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年５月15日開催の取締役会において、同年６月23日開催の第69期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、2014年５月14日開催の取締役会において継続することを決議し同年６月20日開催の第66期定時株主総会における承認により継続された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を再度継続（以下、継続後の対応方針

を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランへの継続について株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

・情報提供とその評価・検討等

＜当社に対する情報提供＞

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株

主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

＜当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等＞

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記をご参照ください。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

＜大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合＞

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

＜大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合＞

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第１項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は３名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、2020年６月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、（ⅰ）当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、（ⅱ）当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向

上を目的に、上記の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で継続され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止することができ、また、当社取締役の任期は１年であり毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランの有効期間は、2020年６月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしていることを受け、金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切に判断するための必要な時間や情報を確保する本プランの目的も一定程度担保されるようになったこと、及びコーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本プラン導入時とは変化したことなどから、当社は、継続について慎重に検討を重ねた結果、2020年５月15日開催の当社取締役会において、本プランを継続せず、有効期間満了をもって廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、引き続き当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上する取組みを進めるとともに、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見などを適時かつ適切に開示し、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、会社法、金融商品取引法等の関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 2020年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**173,983**
現金及び預金	68,849
受取手形及び売掛金	71,176
電子記録債権	17,027
有価証券	503
商品及び製品	12,992
仕掛品	281
原材料及び貯蔵品	1,843
その他	1,341
貸倒引当金	△32
固定資産	**38,231**
有形固定資産	**19,916**
建物及び構築物	6,266
機械装置及び運搬具	687
工具、器具及び備品	681
土地	12,208
建設仮勘定	37
その他	36
無形固定資産	**1,282**
投資その他の資産	**17,032**
投資有価証券	14,436
繰延税金資産	908
その他	1,762
貸倒引当金	△75
資産合計	**212,214**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**78,856**
支払手形及び買掛金	61,315
電子記録債務	4,541
短期借入金	363
未払法人税等	2,972
賞与引当金	4,852
役員賞与引当金	225
製品保証引当金	107
その他	4,479
固定負債	**5,546**
繰延税金負債	14
退職給付に係る負債	59
その他	5,472
負債合計	**84,403**
純資産の部	
株主資本	**123,160**
資本金	**13,962**
資本剰余金	**14,171**
利益剰余金	**96,946**
自己株式	**△1,920**
その他の包括利益累計額	**4,022**
その他有価証券評価差額金	**3,804**
為替換算調整勘定	**217**
新株予約権	**628**
純資産合計	**127,811**
負債・純資産合計	**212,214**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科目		金額
売上高		**293,717**
売上原価		**246,404**
売上総利益		**47,313**
販売費及び一般管理費		**31,202**
営業利益		**16,111**
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	303	
仕入割引	1,030	
その他	355	1,744
営業外費用		
支払利息	39	
売上割引	1,364	
その他	99	1,503
経常利益		**16,352**
特別利益		
投資有価証券売却益	592	
固定資産売却益	4	596
特別損失		
固定資産除却損	91	
固定資産売却損	0	92
税金等調整前当期純利益		**16,857**
法人税、住民税及び事業税	5,203	
法人税等調整額	92	5,295
当期純利益		**11,561**
非支配株主に帰属する当期純損失		1
親会社株主に帰属する当期純利益		**11,563**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,962	14,242	90,180	△ 1,875	116,509
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,735		△ 4,735
親会社株主に帰属する当期純利益			11,563		11,563
自己株式の取得				△ 1,756	△ 1,756
自己株式の処分		△ 71	△ 60	1,711	1,580
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△ 1		△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 71	6,765	△ 44	6,650
当期末残高	13,962	14,171	96,946	△ 1,920	123,160

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,249	202	5,451	552	85	122,598
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 4,735
親会社株主に帰属する当期純利益						11,563
自己株式の取得						△ 1,756
自己株式の処分						1,580
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 1,444	15	△ 1,428	76	△ 85	△ 1,437
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,444	15	△ 1,428	76	△ 85	5,212
当期末残高	3,804	217	4,022	628	—	127,811

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2020年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部

科目	金額
流動資産	**164,537**
現金及び預金	66,453
受取手形	11,067
電子記録債権	16,390
売掛金	57,122
有価証券	503
商品及び製品	11,434
原材料及び貯蔵品	339
前渡金	363
前払費用	234
未収入金	645
その他	10
貸倒引当金	△ 30
固定資産	**45,962**
有形固定資産	**15,320**
建物	3,989
構築物	75
機械及び装置	339
車両運搬具	101
工具、器具及び備品	358
土地	10,416
建設仮勘定	2
その他	36
無形固定資産	**1,047**
ソフトウェア	1,003
ソフトウェア仮勘定	1
電話加入権	34
その他	8
投資その他の資産	**29,593**
投資有価証券	13,485
関係会社株式	8,509
出資金	7
関係会社長期貸付金	5,300
破産更生債権等	74
長期前払費用	54
差入保証金	713
保険積立金	658
繰延税金資産	815
その他	49
貸倒引当金	△ 75
資産合計	**210,499**

負債の部

科目	金額
流動負債	**76,970**
支払手形	955
電子記録債務	4,541
買掛金	59,752
未払金	1,424
未払費用	614
未払法人税等	2,921
未払消費税等	656
前受金	1,150
預り金	76
前受収益	4
賞与引当金	4,599
役員賞与引当金	225
その他	49
固定負債	**5,229**
長期預り保証金	5,146
その他	82
負債合計	**82,199**

純資産の部

株主資本	**123,905**
資本金	**13,962**
資本剰余金	**14,171**
資本準備金	14,171
利益剰余金	**97,691**
利益準備金	807
その他利益剰余金	96,884
別途積立金	35,500
繰越利益剰余金	61,384
自己株式	**△ 1,920**
評価・換算差額等	**3,765**
その他有価証券評価差額金	**3,765**
新株予約権	**628**
純資産合計	**128,299**
負債・純資産合計	**210,499**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 2019年４月１日から2020年３月31日まで

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**283,356**
売上原価		**240,772**
売上総利益		**42,584**
販売費及び一般管理費		**27,121**
営業利益		**15,462**
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	300	
仕入割引	1,027	
その他	261	1,690
営業外費用		
支払利息	28	
売上割引	1,360	
その他	82	1,471
経常利益		**15,681**
特別利益		
投資有価証券売却益	592	
固定資産売却益	3	596
特別損失		
固定資産除却損	33	
固定資産売却損	0	33
税引前当期純利益		**16,243**
法人税、住民税及び事業税	5,065	
法人税等調整額	△ 79	4,986
当期純利益		**11,257**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2019年４月１日から2020年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,962	14,171	71	14,242	807	35,500	54,922	91,229	△ 1,875	117,559
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 4,735	△ 4,735		△ 4,735
当期純利益							11,257	11,257		11,257
自己株式の取得									△ 1,756	△ 1,756
自己株式の処分			△ 71	△ 71			△ 60	△ 60	1,711	1,580
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	―	―	△ 71	△ 71	―	―	6,461	6,461	△ 44	6,346
当期末残高	13,962	14,171	―	14,171	807	35,500	61,384	97,691	△ 1,920	123,905

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,202	5,202	552	123,314
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 4,735
当期純利益				11,257
自己株式の取得				△1,756
自己株式の処分				1,580
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,437	△1,437	76	△1,360
事業年度中の変動額合計	△1,437	△1,437	76	4,985
当期末残高	3,765	3,765	628	128,299

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月１３日

因幡電機産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　朝　喜　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月１３日

因幡電機産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　朝　喜　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第７２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２０年5月１４日

因幡電機産業株式会社　監査役会

常勤監査役　石　本　朝　史　㊞

社外監査役　井之上　明　彦　㊞

社外監査役　伊　藤　芳　晃　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市西区立売堀４丁目11番14号

当社 11階会議室

交 通

地下鉄（中央線・千日前線）

阿波座駅 下車（４番出口すぐ）

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。

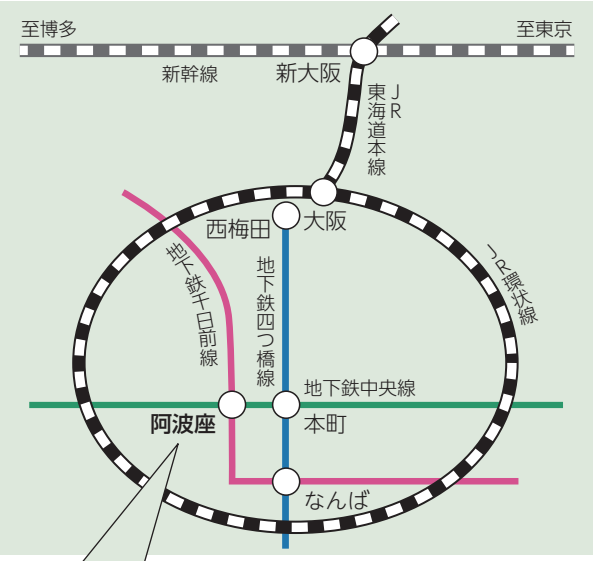

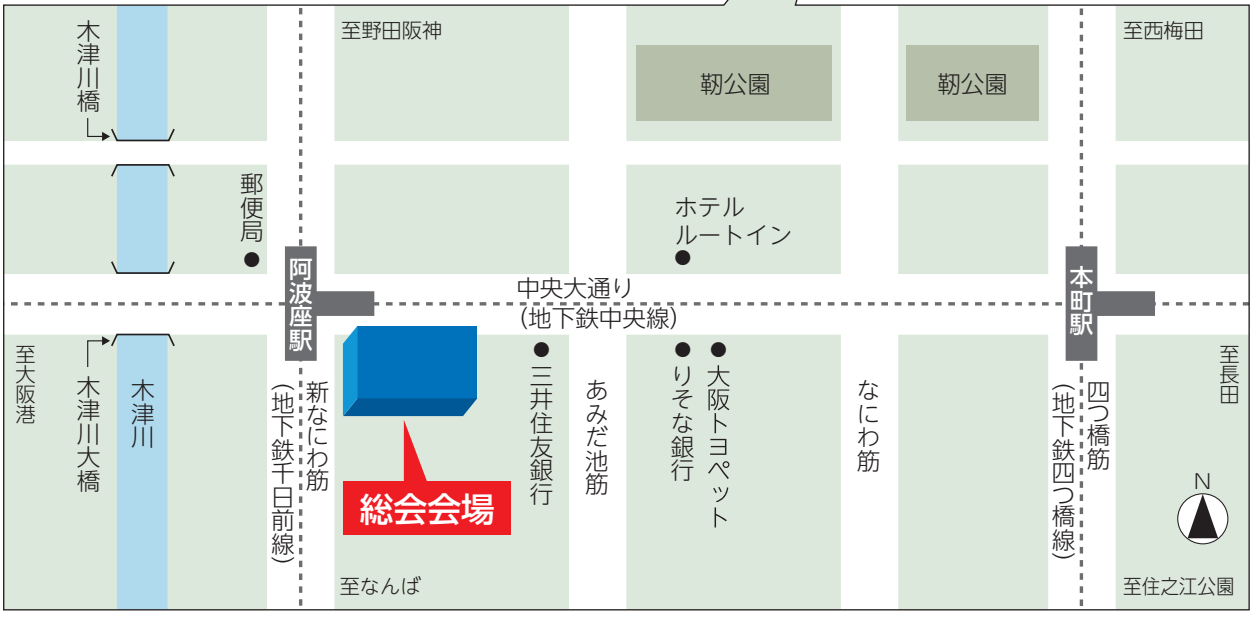

因幡電機産業株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。